

目標を持ち、実態をつかむことが大切

職場を働きやすくするつどい2017 パートI

7月20日、府職労は「職場を働きやすくするつどい2017（パートI）」を開催し、各職場から44名が参加しました。

この間、府職労が労働安全衛生活動の学習・交流の場として取り組んできた「るーあん学習会」を今年度は職場活動、要求活動の活性化をめざして取り組んだものです。

昨年までと同様に藤野ゆきさん（大阪労災職業病対策連絡会事務局長）と福田茂子さん（産業カウンセラー）をコーディネーターとして迎え、労働安全衛生活動の基本を学びながら職場要求づくりワーキングも実施しました。今回は9月30日に開催し、職場活動の実践報告や要求書づくり、模擬労働安全衛生委員会などを行う予定です。

職場の中での「気づき」が大切

今回のつどいでは、コーディネーターの藤野さんより「今年は『何か一つ、改善要求』を目標に開催します」と提起がありました。取り組みの方向性として、要求をつくるには目標を高く持つことと実態をつかむことが大切であるとの指摘があり、「うちの職場はこんなもの」「どうせ変わるわけではない」「では改善にはつながらず、職場の中に『これでいいの？』という『気づき』を持つことが大切である」とのお話がありました。

労働者に「環境」をあげる

コーディネーターの藤野さんは「人間が『環境』にあわせて無理をするのではなく、人間に『環境』をあわせる」という発想をする

参加者の感想（抜粋）

○今日の集いを通して職場の安全衛生委員会や、どこから手をつけるのかイメージが持てました。職場を見直すということをまずは心がけ、職場の人から今気になることを集約して実現できる小さなことの解決をめざしていけたらと思います。

○あらためて労基法1条や労安法の主旨、快適職場指針が大切だなと感じました。

○あらためて労働安全衛生

求むるに向けたワーキングを実施しました。

働きやすい職場にするために

「まとめ」としてコーディネーターの藤野さんは「要求活動」を行うためには、まず自分の職場を知ること、具体的な事例に加えて「なぜそれをしないといけないのか」があることが重要と強調し、次の「つどい」では、要求の根拠を明らかにしつつ、各職場の要求づくりや模擬労働安全衛生委員会で深めることを呼びかけました。

職場での地道な点検活動が重要

さらに「職場での地道な点検活動が重要」として、環境基準に照らして考え、温度や湿度、設備のチェックなども有効であることも示されました。こうした基準に照らして、それぞれの職場環境をチェックし、要



職場での地道な点検活動が重要

○学ぶ内容もわかりやす

憲法を職場と暮らしてすみずみに！

ここが好き！日本国憲法 6

教育内容を定めるのは国民の権利

上田 晃靖（商工労働支部／府職労執行委員）

私は第26条が好き

国民に義務がある戦前の反省のこぼれ

第26条は、憲法他の条文と比較すると大きな違いがあります。例えば、25条は「国民に

第26条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべての国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

よって子どもたちを戦場へ送ったという深い反省にもつづいています。

憲法19条や23条が保障する「思想・良心の自由」や「学問の自由」を国家が侵してはならないという憲法の理念が込められています。

義務を果たすため権利を行使しよう

それでは私たち国民はこの義務をどう果たせばよいのでしょうか。子どもに十分な教育を受けさせようと思えば、それなりの費用もかかってしまいます。

私たち国民は「普通教育を受けさせる義務」を果たすために、選挙権や請願権などの権利を行使して、国や地方自治体に対し、子どもたちに行き届いた教育を保障するための教育条件を整えることを求めなければなりません。つまり、私たち国民は義務を果たすために権利を行使し、これを受けて国や地方自治体は教育条件を整える義務を負うことになるのです。

憲法の理想を実現する道

教育基本法（1947）

年制定は「憲法の理想の実現は、根本において教育の力にまつべきものである」と前文に書き込みました。憲法の理想の実現は、教育に託され、教育によって育つ子どもたちが憲法を実現する主人公になることを期待しています。しかし、2006年12月、教育基本法は明文改憲を主張する第一次安倍内閣のもと、憲法の一休性が示されていた前文が削除され「国家の発展」や「世界の平和」への貢献に国民を動員する教育を推進することを「理想」とするものに改悪されました。

「国連子どもの権利委員会」は日本政府に対して「高度に競争主義的な学校環境が就学年齢にある子どもとの間のいじめ、精神的障害、不登校・登校拒否、中退及び自殺の原因となることを懸念する」と勧告しています。

子どもが主人公として生き生きと学び成長している学校と教育をつくることは、子を持つ親だけでなく、私たち国民の義務であり、憲法の理想の実現につながっています。

パートII

昼食（お弁当）を用意しますので、事前に参加登録をお願いします。



られず、長時間労働が深刻化

又得できないという状況も生

平衡や交渉での追及を強化す
かがいっそう大切です。
「つどい」を開催します。

歳労 ☎06-6941-3079

快適職場指針のポイント (中央労働災害防止協会)

1 作業環境

不快と感じることがないように、空気の汚れ、臭気、温度、湿度等の作業環境を適切に維持管理すること。

- 空気環境
空気の汚れ、臭気、浮遊粉じん、タバコの煙
- 温熱条件
温度、湿度、感覚温度、冷暖房条件 (外気温との差、仕事にあった温度、室内の温度差、気流の状態)
- 視環境
明るさ、採光方法、照明方法、(直接照明、間接照明、全体照明、局所照明)、グレア、ちらつき、色彩
- 音環境
騒音レベルの高い音、音色の不快な音
- 作業空間等
部屋の広さ、動き回る空間 (通路等)、レイアウト、整理・整頓



2 作業方法

心身の負担を軽減するため、相当の筋力を必要とする作業等について、作業方法を改善すること。

- 不良姿勢作業
腰部、頸部に大きな負担がかかる等の不自然な姿勢
- 重筋作業
荷物の持ち運び等をいつも行う作業等、相当の筋力を要する作業
- 高温作業等
高温・多湿や騒音等にさらされる作業
- 緊張作業等
高い緊張状態の持続が要求される作業や一定の姿勢の持続が求められる作業
- 機械操作等
操作がしにくい機械設備等の操作



3 疲労回復支援施設

疲労やストレスを効果的に癒すことのできる休憩室等を設置・整備すること。

- 休憩室 (リフレッシュルーム等)
疲労やストレスを癒す施設
- シャワー室等の洗身施設
多量の発汗や身体の汚れを洗う施設
- 相談室等
疲労やストレスについて相談できる施設
- 環境整備
運動施設、緑地等



4 職場生活支援施設

洗面所、トイレ等職場生活で必要となる施設等を清潔で使いやすい状態にしておくこと。

- 洗面所・更衣室等
洗面所、更衣室等就業に際し必要となる設備
- 食堂等
食事をすることのできるスペース
- 給湯設備・談話室等
給湯設備や談話室等の確保



快適な職場環境づくりを進めるに当たって考慮すべき事項

1 継続的かつ計画的な取り組み

- 快適職場推進担当者の選任等、体制の整備をすること。
- 快適な職場環境の形成を図るための機械設備等の性能や機能の確保についてのマニュアルを整備すること。
- 作業内容の変更、年齢構成の変化、技術の進展等に対応した見直しを実施すること。

2 労働者の意見の反映

- 作業者の意見を反映する場を確保すること。

3 個人差への配慮

- 温度、照明等、職場の環境条件について年齢等、個人差へ配慮すること。

4 潤いへの配慮

- 職場に潤いを持たせ、リラックスさせることへの配慮をすること。



要求作りには高い



○安全衛生委員会について
どのようなかイメー
ジすることができま
した。今の職場環境が当然
なではなく、自分を合
わせていくのが正しいこ
とではないという
知りました。

○職場の労働安全衛生の観
点から要求の方法やあり
方について考える機会と
なりとても有意義な時間
であったと思います。私
たちの身近な要求、そ

ち止まって考えられま
した。あらためて考えてみ
るとこの大切さも
感じます。組合員の方々
と同じ場に集まれるとい
う場所のものも大切だと
思いました。講師の先生
の軽妙な話がより一体
感を促してくださったよ
うに思います。ありがと
うございました。

○訴えに対しては説得力が
必要と聞いてとても納得
しました。漠然と職場に
対しては不満がたまって
います。でもその不満は
ただのグチではなく、き
ちんと根拠があるし、そ
れをはっきりさせるのが
大事だと思いました。

No Union No Life 職場を働きやすくするつどい

とき 9月30日(土) 10時~15時

ところ エル・おおさか南館1023

- 職場活動実践報告・交流
「職場活動の実践で組合員が倍増」「みんなで分担、みんなで協力!楽しい分会活動」など (予定)
- 実践! 要求書づくり
- 交渉のすすめ方・ポイント
- 実践! 模擬労働安全衛生委員会
- 職場活動強化方針 (案) 提案

大阪府でも府立病院でも、職場では必要な予算や人員が確保されず、職場環境が悪化しています。

一部の職場では、以前は「あたりまえ」だった権利も十分に取得できていません。

こうした事態を解消するためには、府職労として府当局との折衝やるとともに、職場での身近な職場要求活動や安全衛生委員会活動がこれらの取り組みを大いに進めるために「職場を働きやすくするつどい」をぜひ、すべての職場からの参加をお待ちしています。

ご連絡・お問合せは 府職労